

答 申 第 1 7 7 号
平成16年12月24日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成9年9月17日付け管第497号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成8年12月13日付けで異議申立人から提起された平成9年10月29日付け管第393号の4で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書部分公開決定について、理由付記に不備があるので取り消すべきであり、また、非公開とした情報のうち、別紙「文書の構成及び非公開情報一覧」の審査会の判断欄に表記した情報以外の情報を公開すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成8年10月29日付け管第393号の4で行った公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件決定の理由付記について

「公文書の一部を公開しない理由」が、具体性を欠き客観性がない。

(2) 旧千葉県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

ア 一般に、「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、学歴、成績、職歴、家族状況、親族関係、所得、財産等個人に関するすべての情報をいい、また、「特定個人が識別され得るもの」とは、その情報から特定個人が識別される可能性のあるもので、①氏名、住所等、その情報から直接的に特定の個人が識別されるもの、②その他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものをいうとされる。

しかし、旧条例第11条2号の趣旨がプライバシーの保護にあることからすれば、「個人に関する情報」とは、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報を意味すると解すべきであり、また、旧条例が憲法21条の表現の自由に含まれる「知る権利」に立脚するものであることの重要性に鑑みれば、公開することによって個人のプライバシー権の侵害が生じないような場合には、開示義務は免除されないと解すべきである。

イ また、確かに、旧条例第11条2号は、開示の対象となる個人の情報が公務に関するものである場合について適用除外としていない。しかし、公務員の地位にある個人のプライバシーが問題となるのは、その公務員の私人としての側面についてであり、本件のように職務として出張するものであり、しかも、費用は税金で賄われている以上、プライバシーが問題となる余地はないものと考えざるを得ない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件決定の対象文書（以下「本件対象文書」という。）について

本件対象文書は、①懇談会に係るものとして、「平成4年から平成8年の各年の3月に実施した懇談会に関する支出負担行為支出伝票及びその添付書類である見積書・請求書」（以下「本件文書①」という。）及び②県外出張に係るものとして、「平成4年から平成8年の各年の1月に実施した県外出張の旅費に関する支出負担行為支出伝票及びその添付書類である支給額内訳書、旅行命令票並びに復命書」（以下「本件文書②」という。）であり、旧条例第11条第2号、第3号及び第8号に該当し、部分公開と判断したものである。

なお、本件文書①に係る決定については、平成15年12月19日の最高裁判所の決定において、取消しの判決が確定し、判決の内容に従って再決定済みのため、本件文書①に係る諮問は取り下げた。

したがって、本件で争われているのは、本件文書②に係る部分である。

2 本件文書②について

- (1) 本件文書②は、職員の旅費に関する条例（昭和29年千葉県条例第7号）及び職員の旅費に関する規則（昭和29年千葉県人事委員会規則第2号）に基づき作成された県外出張に関する書類であり、支出負担行為支出伝票、支給額内訳書及び旅行命令票により構成されている。その内容は旅行者の給料表の種類、職名、級・号級、氏名、用務、発令年月日、旅行年月日、旅行先及び旅費請求額等の情報であり、旅行者ごとの執行内容が確認できるものとなっている。
- (2) 復命書は、千葉県処務規程（昭和31年千葉県訓令第10号）第61条第3項の規定に基づき作成される文書であり、その内容は出張者、用務、旅行先、旅行期間及び用務の概要で構成されている。

3 旧条例第11条第2号該当性について

(1) 非公開部分について

本件決定において、本号に該当するとして非公開とした部分は、次のア及びイの部分である。

ア 支出負担行為支出伝票のうち説明欄記載の「個人名」、「相手方（代理人）の氏名・口座情報」、支給額内訳書のうち「個人名」「印影」及び旅行命令票のうち「職名」（個人が識別され得ないものを除く。）「級・号級」「氏名」「決裁欄の職名」（個人が識別され得ないものを除く。印影について同じ。）「印影」。

イ また、復命書のうち「職名」（個人が識別され得ないものを除く。決裁欄の印影について同じ。）「氏名・印影」「決裁欄の印影」。

(2) 部分公開決定理由について

ア 本件文書②に記録されている情報の性質について

本件文書②は、個々の旅行者につき、旅行者の適用給料表の種類、職名、級・号級とともに、いかなる用務で、いつ、旅行命令を受け、いつ、どこに旅行し、いくらかの旅費を請求したかすべて記録されている。

したがって、本件文書②に記録された情報はすべて個人に関する情報であるこ

とは明らかであるので、イに記載の理由で本号に該当すると考えられる部分を非公開とし、その他の部分を公開とした。

イ 非公開理由について

(ア) 職名

旅費が支給される者のうち、当該職名に該当する者が一名しかいない場合は、個人が識別され得る。また、該当者が複数いる場合でも他の公開された情報と組み合わせることにより個人が識別され得るので、その場合のみ非公開とした。

(イ) 級・号級

旅費が支給される者のうち、当該級・号級に該当する者が一名しかいない場合は、個人が識別され得る。また、該当者が複数いる場合であっても、公開される職名と組み合わせることにより個人が識別され得るので、すべて非公開とした。

(ウ) 氏名

旅行者の氏名は、個人が識別されるのですべて非公開とした。なお、支出負担行為支出伝票に記載された相手方（代理人）の氏名についても同様であり、当該相手方（代理人）の口座情報も当該個人名で設定されたものであるため、個人が識別され得るので非公開とした。

(エ) 旅行命令権者等の職名及び印影

本件文書②の決裁欄は、旅行者の職名によって、決裁専決区分が異なることから、旅行命令権者の職名又は印影によって旅行者個人が識別され得る場合には決裁欄のすべてを、所属係（班）と職名を組み合わせることにより旅行者個人が識別され得る場合には所属係（班）長の印影を非公開とした。

(オ) 命令受領の印影、請求者の氏名及び印影

旅行者の印影であり、個人が識別されるので、すべて非公開とした。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関の説明要旨1のとおりであり、このうち、本件文書①に係る部分の決定は取り消され、再決定されたことから、実施機関は、平成16年10月18日付けで当審査会へ本件文書①に係る諮問について取り下げた。

したがって、当審査会は本件文書②について、判断するものである。

2 本件文書②について

本件文書②の構成等は、実施機関の説明要旨2のとおりであり、これらに記載された情報のうち、実施機関が非公開とした情報は別紙「文書の構成及び非公開情報一覧」のとおりである。

3 本件決定のうち本件文書②に係る部分公開決定(以下「本件決定②」という。)における理由付記について

異議申立人は、実施機関が決定通知書に記載した公文書の一部を公開しない理由は、

具体性を欠き客観性がない旨主張するので、以下検討する。

旧条例第8条第4項では、公開しない旨の決定をした場合には、その理由を付記しなければならないこととされている。

この理由付記の程度は、平成4年12月10日最高裁判所判決において、当該公文書の種類、性質等とあいまって公開請求をした者がその理由を当然知り得るような場合は別として、単に非公開の根拠規定を示すだけでは足りず、旧条例第11条所定の非公開事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならないとされている。

本件決定②において、実施機関は決定通知書に「千葉県公文書公開条例第11条第2号、第3号及び第8号該当」と記載し、その理由について、同条各号の条文の文言を引用して記載しているのみであり、非公開とした情報が、それぞれいずれの非公開事由に該当するのか示していない。

したがって、この理由付記の程度は旧条例の定める理由付記の要件を欠いたものと言わざるを得ない。

また、実施機関が異議申立て後の理由説明書で具体的な理由を説明したとしても、これらの違法性は治癒されるものではない。

よって、本件決定②は取り消しを免れないものと認められる。

4 公開・非公開の妥当性について

本件決定②は、上記3のとおり理由付記に不備があり、取り消すべきであるが、実施機関は、理由説明書で具体的な非公開理由を説明しているため、これらの点についても以下に検討する。

5 旧条例第11条第2号該当性について

(1) 基本的な考え方

ア 旧条例は県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており(第1条)、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して旧条例を解釈運用する責務を負わせている(第3条)。

このように、旧条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、公務員の職務に関する情報といえることができる。そうすると、旧条例が、公務員の職務に関する情報が、公務員個人の社会的活動としての側面を有することを理由に、それらが記載されている公文書をすべて非公開とすることができるものとしているとは解しがたい。

イ 本件文書②は、土木部管理課(現県土整備部県土整備政策課)職員の旅費支給に関連する支出負担行為支出伝票と支給額内訳書、出張に係る旅行命令票及び復命書等であり土木部管理課職員の職務に関する情報が記録された公文書である。上記アの考え方に立脚して判断すれば、これらに記録されている情報のうち、土木部管理課職員の私事に関する情報以外の情報は、本号の非公開情報に当たらない

いというべきである。

(2) 具体的な判断

ア 支出負担行為支出伝票

相手方の氏名に記載されている旅費等代理受領人は、旅費の支給事務の便宜のために、代理受領の権限を土木部管理課職員から委任された者であるが、その委任の実態として、当該職員の所属において特定の職員がこれに当たることが通例となっており、その開設する口座についても、「ドボクブカンリカダイリニン」の名義で、旅費の代理受領の目的で開設され、私的な預金の管理等に使用されるものではないものと認められる。

また、説明欄に記載された氏名については、旅行命令に基づく旅行をし、旅費を受領する土木部管理課職員の氏名である。

そうすると、これらの情報は、土木部管理課職員の職務に関する情報であり、土木部管理課職員の私事に関する情報を含むとは認められないことから、旧条例第11条第2号の非公開情報に該当しないものと認められる。

イ 支給額内訳書

支給額内訳書において、実施機関が非公開とした情報は、いずれも職員の旅費の受領に関するものであり、職員の私事に関する情報を含むとは認められないことから、旧条例第11条第2号の非公開情報に該当しないものと認められる。

ウ 旅行命令票（依頼及び精算報告）

(ア) 「級・号給」欄の情報について

職員に係る級・号給の情報は、旅行命令や旅費請求の内容をなすものではなく、旅費請求における旅費の算定の前提とするものであり、当該職員の「氏名」欄の記載と一体として当該職員の私事に関する情報そのものをなすものであるため、旧条例第11条第2号の非公開情報に該当するものと認められる。

(イ) 旅行命令票（依頼及び精算報告）のうち、上記（ア）以外の情報について

これらの情報は、いずれも旅行命令や旅費請求及び旅費精算の内容に関するものであり、職員の私事に関する情報を含むとは認められないことから、旧条例第11条第2号の非公開情報に該当しないものと認められる。

なお、「氏名」欄の記載については、上記（ア）の非公開情報との共通の内容となっているが、この部分に私事に関する情報が含まれていないので、公開すべきものと判断される。

エ 戻入伝票、返納額内訳書、旅行命令取消し票及び減額伝票

これらの情報は、職員の旅行命令取消しに係る命令や旅費返納に関するものであり、上記（2）ア、イ及びウで判断するとおり、職員に係る級・号給の情報は旧条例第11条第2号の非公開情報に該当するものと認められるが、それ以外の情報は、職員の私事に関する情報を含むとは認められないことから、旧条例第11条第2号の非公開情報に該当しないものと認められる。

オ 復命書及び領収書

復命書及び領収書は、職員の旅費に関する条例第12条の規定により、概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしたものが、旅行命令票（精算

報告)に必要な書類として復命書及び航空賃の領収書の写しを添えて、当該旅費の支払いをする者に提出したものである。

(ア) 平成6年1月24日付け復命書のうち採用試験受験者に係る情報

平成6年1月24日付け復命書は、財団法人千葉県建設技術センターの職員採用試験を用務として旅行したことを復命したものである。そのうち、実施機関が非公開とした受験者の氏名は、当該試験を受験した個人に関する情報であって、特定個人が識別されるものであり、旧条例第11条第2号の非公開情報に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

なお、高等学校名を非公開とした部分は、この部分が公開されたとしても特定個人を識別することができるとは認められないことから、旧条例第11条第2号の非公開情報に該当しないものと認められる。

(イ) 復命書及び領収書のうち、上記(ア)以外の情報(下記6(1)及び(2)で判断する情報は除く。)について

これらの情報は、いずれも職員の職務に関するものであり、職員の私事に関する情報とは認められないことから、旧条例第11条第2号の非公開情報に該当しないものと認められる。

6 旧条例第11条第3号該当性について

本件文書②の一部である領収書は、上記5オのとおり添付される書類であり、債権者である法人名、法人の印影、法人代表者名、法人代表者の印影、住所及び電話番号が記録されており、実施機関は理由説明書において触れていないが、決定通知書において、「公文書の一部を公開しない理由」として、旧条例第11条第3号に該当する旨を表記しているので、これら情報に係る本号該当性を以下検討する。

(1) 法人名、法人代表者名、住所及び電話番号

本件領収書に記載されている法人は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく旅行者として、航空券を販売しているものであり、これらの情報が公にされたからといって、当該旅行者の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められず、旧条例第11条第3号の非公開情報に該当しないものと認められる。

(2) 法人の印影、法人代表者の印影

これらの印影の公開・非公開の判断は、使用されている状況や印影の形態等から個別に判断する必要がある。

本件領収書に対する押印は、旅行者が真意に基づいて作成した、真正なものであることの認証的な意味があるものと認められる。

そこで、本件領収書を見分すると、法人代表者の印影は、認証的機能を有するにふさわしい形状を有し、当該法人等の契約書類等の重要書類にも使用するものとして、特別な管理をしているものと推認される。

したがって、特別な管理をしているものと認められる法人代表者の印影については、旧条例第11条第3号の非公開情報に該当するものと認められる。

一方、法人印の印影は、認証的機能を補完する意味で代表者の印と同時に押印されるのが一般的であり、この情報が公開されたとしても、当該法人の競争上又は事

業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められず、旧条例第11条第3号の非公開情報に当たらないものと認められる。

7 旧条例第11条第8号該当性について

実施機関は決定通知書に「公文書の一部を公開しない理由」として、旧条例第11条第8号に該当する旨表記しているが、理由説明書においてはこの部分に触れていない。

また、本件文書②を見分したが、実施機関が非公開とした情報の中には、公にすることにより事務事業の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるものは確認できなかった。

したがって、実施機関が非公開とした情報は本号には該当しないものと認められる。

8 結論

以上のとおり、本件決定②は、理由付記に不備がある違法なもので取り消されるべきであり、また実施機関が非公開とした情報のうち、別紙「文書の構成及び非公開情報一覧」の審査会の判断欄に表記した情報以外の情報は、非公開事由に該当しないので公開すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
9. 1. 17	諮問書の受理
9. 9. 26	審議
9. 12. 26	実施機関の理由説明書の受理
10. 2. 16	異議申立人の意見書の受理
16. 11. 15	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成16年11月15日現在)